

件名

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三
十條第二項第二十四號の規定に基づき金融機関等を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第一号）附則第三十五条第一項において準用する銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の六の四第一号イの規定に基づき、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件（平成二十八年金融庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

農林水産大臣 小里 康弘

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(預金の受払事務の委託等) 第二条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十五条第一項において準用する銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の六の四第一号イの農林水産大臣及び金融庁長官が定める者については、銀行法施行規則第十三条の六の四第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等（平成十八年金融庁告示第九十二号）第一条（第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。 （資金の貸付けに係る受払事務の委託先から除かれる者の業務） 第三条 規則第十三条の六の四第一号イの農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務については、銀行法施行規則第十三条の六の四第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等（平成十八年金融庁告示第九十二号）第二条の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。
改正前	(預金の受払事務の委託等) 第二条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十五条第一項において準用する銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の六の四第一号イの農林水産大臣及び金融庁長官が定める者については、銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等（平成十八年金融庁告示第九十二号）第一条（第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。 （資金の貸付けに係る受払事務の委託先から除かれる者の業務） 第三条 規則第十三条の六の四第一号イの農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務については、銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等（平成十八年金融庁告示第九十二号）第二条の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。